

参加をご検討される皆さんへ

姫路市路上違反簡易広告物除却活動員の募集に際して

■はじめに

この制度は、まちの美観や通行の安全を阻害している道路上の違反簡易広告物について、皆様の自発的な意思によって除却しようという活動を、市が認定する制度です。

申請に際し、次の点を十分ご理解の上、ご検討されるようにお願いします。

◇活動は無報酬（ボランティア）です。

◇活動に必要な用具類（軍手、ニッパー、ヘラ）は市で提供します。

◇この制度による活動は、皆様の自発的な意思によって行われるボランティア活動です。そのため、自己の責任範囲内での活動を第一として、決して無理のない活動をお願いします。

◇この制度では、道路上の「はり紙」「はり札等」「立看板」「広告旗」（別紙実例参照）といった違反簡易広告物を除却することができますが、法律や条例では、「はり紙」を除き、除却した違反簡易広告物をその場で処分することはできませんので、後日、市が回収するまでの間、一時保管する方法についても十分協議していただき、除却対象とする違反簡易広告物の種類を選定してください。

■活動団体認定申請書（様式第1号）の書き方

（申請者）

団体か法人かを選定してください。

【活動団体とは】

住民団体や企業内グループ等の法人格を持たない団体は「活動団体」としてください。次に、団体名欄に名称を記入し、代表者を定め、氏名、住所、電話番号を記入してください。

【活動法人とは】

企業などの法人が、法人としてこの活動に参加される場合は「活動法人」として申請してください。活動団体の取扱いと若干違いがありますので、事前にお問合せください。

1 活動地域

除却活動を行う区域を予め決め、活動場所図を添付してください。

活動場所図として、活動範囲が分かる図書（住宅地図等）を添付してください。

2 活動員数

活動員名簿の人数を記入してください。

3 認定期間

2年更新となります。

■活動員名簿（様式第2号）の書き方

- ・団体で実際に活動される方全員を記入してください。
- ・市外居住の方は、備考欄に勤務先の名称を記入してください。

■除却活動計画書（様式第3号）の書き方

代表者

活動団体等認定申請書に記入した代表者名等を記入してください。

除却活動日時

- ・予め活動日時を決めて記入してください。
（記入例）「毎週月曜日午前10時～11時」
「毎月10日午後1時～2時」
- ・日時が決めにくい場合は、活動回数を記入してください。
（記入例）「2ヶ月に1回」「毎月2回」等

除却活動地域

活動場所図のとおりとしてください。

除却物件の種類

対応いただける除却物件に○印をつけてください。広告物の掲出状況にもよりますし、「はり紙」以外は保管も必要になりますので、地域の実情に応じて選択してください。

活動方法

1回あたりの活動人数や集会場所、車両の使用の有無、他の活動に合わせて実施する等、予定されている活動について記入してください。

除却物件の保管と回収方法

除却していただいた広告物（「はり紙」は除く）はすぐに処分できません。市で処分する必要があるため、除却後姫路市に引き継いでいただきます。

(1)姫路市の指定場所に持ち込む。

⇒除却物件については、市で回収する予定ですので、この項目は選択しないでください。

(2)団体等の一時保管場所に仮保管する。

⇒番号(2)に○印を付け、各項目を記入してください。

・一時保管場所は、原則として団体や活動員が所有または管理する場所とし、活動場所図に記入してください。名称が特に無い場合は、空欄にしておいてください。

- ・「回収希望日時」、「回収時の立会い」欄は申請時には空欄にしておいてください。
- ・「保管場所に関する連絡先」欄は、市が回収する際に連絡がとれる方の氏名と電話番号を記入してください。

■ 申込書類受付場所及び問合せ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所5階まちづくり指導課都市景観担当

電話079-221-2541

e-mail keikan@city.himeji.lg.jp

○除却できる広告物の事例

1 はり紙



2 はり札等



はり札

金属板

プラスチック板

4 広告旗



3 立看板



5 容器



6 スタンド



7 その他立看板に類する広告物



置看板



立看板



ベンチ